

# の 談 し 相 ら 律 暮 法

コーナ

広告  
真実通

052(979)1600

が支払ってくれない場合には、弁護士を立てて交渉するか、あるいは裁判所の調停手続を利用することをおすすめします。

調停手続は時間がかかるイメージがありますが、生活費に困っていることを裁判所に適切に説明することで、調停が成立する前でも生活費の全部または一部を夫から支払ってもらえることがあります(婚姻費用の仮払と呼ばれています)。

また、世帯主である夫に支給される児童手当についても、妻側に支給先を変更できることがあります。

適切なタイミングと方法で生活費の請求をして、ご自身とお子様の生活を守って頂きたいと思えます。

**Q** 私はパートをしていのですが、夫からの暴言や嫌がらせに耐えられず6歳の子どもを連れて家を出ました。生活が苦しいので夫に生活費をお願いしたのですが、「お前が勝手に出て行ったんだろ」と言って生活費を支払ってくれませんか。今後どう対応すればいいでしょうか。

**A** ご質問のケースのようには、いわゆるモラルハラメント(言葉や態度による精神的な暴力や嫌がらせ)が原因で別居や離婚に至る事案が最近増えているのですが、モラルハラメントの加害者側には罪悪感や加害者意識がみられないケースが多々あり、生活費(婚姻費用)の支払いを拒むことも少なくありません。生活費をお願いしても夫

## 今回答えて頂いた先生



弁護士登録以来、男女問題・離婚問題を重点的に取り扱い、実績豊富。

「対応は丁寧に、主張は高く」を流儀とし、日々精進している。

安心できる未来の見通しを依頼者と共有し、依頼者にとってベストな選択肢を提案することを心がけている。

掛川 征廣 氏  
弁護士グループ名義  
(愛知県弁護士会所属)

お気軽にご相談下さい

●愛知県弁護士会所属

弁護士法人ブリッジルーツ名古屋

中区丸の内2-2-5 ヒビノオフィスライズ3A

HPあり

☎(052) 232-2505